

八 都 計 第 2 5 号

八街市都市計画審議会
会 長 山 本 正 美 様

八街市次期都市計画マスタープランの策定について（諮問）
このことについて、都市計画法第77条の2第1項の規定により、別添理由
を添えて貴審議会に諮問します。

令和3年12月6日

八街市長 北 村 新 司

(理由)

平成28年、千葉県では、「千葉県八街市都市計画区域マスタープラン」の見直しが行われたほか、令和3年2月には、「八街市総合計画2015後期基本計画」(以下「総合計画」という。)が策定されました。

このような点を踏まえ、国県等の都市計画の方針との整合性や総合計画との調整を図りながら、社会情勢、人口動向・構造の変化、土地利用の現状及び都市施設の整備状況等、本市を取り巻く様々な課題や環境の変化を適切に捉え、持続可能な都市を目指し、都市全体の総合的かつ一体的な都市づくりの指針となる計画として、八街市次期都市計画マスタープランの策定を進めて参りました。

つきましては、今後の社会情勢の変化や本市の現状を踏まえ、長期的な視点から都市づくりの将来像を確立し、都市づくりの基本的な方針となる「八街市都市計画マスタープラン」の策定について諮問します。

また、これらに関する新しい時代の都市づくりの基本的な方針について、幅広くご検討いただけますようお願い申し上げます。